

〒530-8556

大阪市北区曾根崎2丁目2番1号

全国柔整鍼灸協会 御中

東金市長 鹿間 陸郎

(公印省略)

東金市子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業の  
制度改正について (通知)

本市の母子保健行政の推進におきまして、日頃より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり令和5年8月1日受診分から月額上限を導入し、0歳から中学3年生までのお子様の自己負担金が、同月、同一の施術所での通院6回目以降、入院11日目以降はそれぞれ自己負担金が無料となる制度改正を行います。

つきましては、当市より貴会に所属する施術所に対しまして、別添により周知をさせていただきますので、制度の実施にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 改正点について

		改正前 (令和5年7月31日受診分まで)	改正後 (令和5年8月1日受診分から) ※同月、同一の施術所での受診に限る
自己負担金	通院	0円もしくは300円	0円もしくは300円 (通院6回目以降は無料)
	入院	0円もしくは300円	0円もしくは300円 (入院11日目以降は無料)
	調剤	無料	無料(現行制度から変わりません。)

※調剤の自己負担金および、同月、同一の施術所での1回目から5回目の通院、1日目から10日目の入院にかかる自己負担金は現行制度から変わりません。

## 2. 対象期間について

月額上限の適用は、令和5年8月1日受診分から対象になります。

## 3. 月額上限の対象外となる医療費について

- ・保険適用外となるもの
- ・学校等の怪我による日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるもの
- ・第三者行為による交通事故等で賠償等が発生するもの
- ・重度心身障害等の公費負担による医療扶助があるもの
- ・生活保護法による医療扶助があるもの

## 4. 受給券について

### (1) 公費負担者番号について

これまでと同様の番号になります。

### (2) 自己負担金の表示について（※子ども医療費助成受給券に限る）

自己負担金の通院・入院の欄の右下に、それぞれ「同月、同一保険医療機関、通院6回目以降自己負担金無料」「同月、同一保険医療機関、入院11日目以降自己負担金無料」と記載されます。

## 5. ひとり親家庭等医療費等助成事業の月額上限の適用について

月額上限が適用されるのは、0歳から中学3年生までのお子様です。

また、子ども医療費助成受給券とは異なり、受給券を使用した月額上限の適用（現物給付）はありませんので、子育て支援課窓口で助成申請の手続きが必要となります。問合せ等ありましたら、ご案内をお願いいたします。

お問合せ先

東金市市民福祉部

子育て支援課子育て給付係

担当 田中

電話 0475-50-1202

平日 午前8時30分から午後5時15分まで